

令和6年6月21日

報道機関各位

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還原票の誤送付について

母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還状況を確認してもらうため、償還原票を送付したところ、1通について別人に送付していたことが判明しました。

ご迷惑をお掛けした方に対し、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 事業（母子父子寡婦福祉資金貸付金）の内容

20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子または男子、寡婦等に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、事業開始、事業継続、修学、技能取得等に必要な資金を低利又は無利子で貸し付ける制度です。

2 対象件数

1件

3 経過

貸付金の償還状況を確認してもらうため、6月12日（水）に償還原票（借受者の氏名、住所、貸付総額、償還期間、償還回数、償還予定額、収入済額などを記載）を送付したところ、受け取った世帯から、宛名が異なる内容物が届いたとの連絡が6月18日（火）にあり発覚したものです。

4 原因

封筒の宛名と内容物である償還原票の宛名が一致していることを確認しないまま封入封函をして送付したためです。

5 本市の対応

- (1) 6月19日（水）に、本来の郵送先の方を訪問して、誤送付により個人情報漏洩が生じたこととお詫びしました。
- (2) 6月21日（金）に、誤って書類が届いた方の自宅を訪問してお詫びし、償還原票を回収しました。
- (3) 封筒を送付する際は、内容物の宛名と相違の無いよう、複数名にてチェックしてから封入封函します。

（事務担当）

こども家庭課 家庭支援係
電話 0246-27-8563